かながわボランタリー活動推進基金審査会・幹事会合同会議

平成27年7月8日 14:00~16:04

(開会)

【基金事業課長】 それでは定刻になった。本日欠席の委員は、佐藤委員、高橋委員、徳永委員、海野幹事、小林幹事、関谷幹事。服部委員と岡本幹事はご出席の予定ですが、定刻になりましたので始めさせていただく。本日は急遽の合同会議ということで、お集まりいただきありがとうございます。本日は基金21の今後の方向性について議論していただきたいと思っている。では、資料の確認を事務局からさせていただく。

【事務局】 まず、「平成 27 年度第3回神奈川県ボランタリー活動推進基金審査会・幹事会合同会議」の次第がある。1枚めくっていただき名簿がある。その次に資料1から6まである。資料6が1頁のみあり、その次に、「団体の解散及び活動停止一覧表」がある。この資料については、大変恐縮ではございますが、会議終了後、回収させていただく。また、別に置いてある資料で「協働事業変更届け承認申請書」がある。こちらは、協働事業負担金の実施団体から昨日変更交付申請があり、急遽審議をお願いしたいものである。

【長坂会長】 突然の召集で、ご出席の委員の方も少なく申し訳ない。よろしくお願いします。前回、前々回の議論を踏まえて、今日は、基金21の今後の方向性をどうするのか、ということでお集まりいただいた。そういう意味では、みなさんご承知のとおり、重要な局面にあり、私たちが考えること、発言する一言一言が、基金21の命運をある意味では決めていくことにもなる。大げさでなく言えば、神奈川県が今後どうなっていくのかということに関わってくるのではないか。

今日は、第一点は、もう1度原点に戻って、基金21の仕組みにはどういう意味があるのか、ということを踏まえながら、私たちのあるべき姿、あるいは、これまでの実績の分析を踏まえて、これからどうするのかということを議論していきたいと思う。それと同時に、個別のことをどうしていくのか、ということを検討していくことになる。その中で、お金の問題が前提としてあるが、議論の始めとしては、前回出てきた4000万円というような数字は一旦忘れて、改めて考えたいと思っている。また、本日は神奈川県情報公開条例25条に基づき、審査ではございませんので公開とさせていただく。

(審議事項 かながわボランタリー活動推進基金21事業の今後の方向性)

【長坂会長】 それでは、さっそく議題に入りたいと思う。本日は、基金21

の今後の方向性ということで、大きな方向性の話と、その次に個別事業ごとに 検討していく、という大きく2つのことで捉えていただければと思う。それで は、事務局から基金21の今後の方向性についてご説明をお願いします。

【基金事業課長】 前回の合同会議では、地方債の利率が直近では 0.5%になり、総事業費 4000 万円台になってしまうのではないか、とのお話をさせていただいた。それを想定した場合、基金 2 1 に何を残すか、という若干数字合わせになってしまったような印象がある。前回の合同会議の発言の中で、各メニューの縮小・減額の積上げではなく、協働の意味や位置づけを踏まえた本質的な議論の元で、全体の中で整理すべきとのご指摘もありました。本日は、先ほど会長がおっしゃられたように、一旦総事業費 4000 万円ということから離れまして、何が基金 2 1 の本質で、何が他の助成制度との違いを生んでいくのか、という骨太な議論をお願いしたいと思います。今期初めて基金の委員に就任された方もいらっしゃいますが、改めて、基金の理念や成果についてご説明いたします。

それでは資料1をご覧ください。これは、4月の合同会議でも同じペーパーを出しております。平成13年の岡崎知事の議会での答弁要旨が残っておりまして、アンダーラインの部分について読ませていただきます。

「21世紀の活力あるかながわ、この社会を形成する上において、ボランティア活動は、今思っている以上に重要な役割を果たしてくれるものであると、 このような認識をもっております。

ただ、私は、ボランティアに対する支援というのは、恒常的にやるべきものではまったくないと思っております。

自主自立を旨として、できるだけ自分で根を張って、理解を得られる方々の サポートの中で、民間で活動すべきものだと思っておりまして、そういうよう なものが、これは伸びていってくれたらいいなというようなもののスタートの ところで、ちょっと手助けをする、というような面もあろうかと思いますが、 これもただ、やっぱりモデル的な話だと思います。

そういうものが定着すれば、それは、県の委託事業になり、何なりとのかみ合わせでもできるわけで、そういった、ある過程、ある部分について、永続的、安定的に、一つ一つのものについて期限を区切ってする、ということが神奈川県における将来のボランティアの活動を、より充実させることになるだろう」

という発言をされております。

その下に基金21の特徴をまとめております。1「毎年度の県の財政状況に 左右されず、将来にわたって安定的かつ継続的に、ボランタリー活動を推進す るための事業が展開できるよう基金を設置」。2つ目「県が入らない第三者機 関である、審査会が県民目線で選考する仕組み」。3つ目「協働の黎明期に、 行政の委託による協働ではなく、NPOからの提案による協働事業の仕組みを 作ったこと」。4つ目「応募できる分野に制限がない。(課題部門は課題を限 定)」。5つ目「長期の助成期間(負担金は最長5年、補助金は最長3年)と 人件費も対象であるなどサービスの担い手を育成する投資の要素が大きい。 (他の助成制度は1年で人件費が対象外となるものが多い)」。

続きまして、資料2をご覧ください。以前からいらっしゃる委員・幹事の方はよくご存知かと思いますが、平成23年度に意見具申をしておりまして、その中に基金21の成果というものが、まとめられております。アンダーラインの部分について読ませていただきます。

1つ目「協働の仕組みの構築『協働事業負担金では、「協働」という概念がなかったと言えるわが国において、ボランタリー団体等と県とが、目的、課題等を共有し、対等な立場で協議を行い、協定書を締結するといった先駆的な仕組みを構築・実践してきた。この仕組みは、「神奈川モデル」とも呼ばれ、県内のみならず全国に波及している。』」

2つ目「事業面の成果『基金 21 の対象となる事業は、審査会が県民の目線で選考審査した上で決定される。新たな地域課題に光が当てられ問題解決の突破口を開き、先進的な企画や実験的な手法で、県民ニーズに的確に対応することができたものが少なくない。

その後県の施策に盛り込まれたものや、他の自治体の取組みに影響を与えた ものもある。これまで必ずしも行政が認識していなかった課題をいちはやく取 り上げ、広く社会に認知させた功績も大きい。』」

3つ目「ボランタリー団体等にとっての成果『社会的認知・評価が高まった。地元自治体との協働事業への進展や学校とのネットワーク構築など、他の機関や専門家との連携・協力に発展し、実施団体の更なる活動の展開につながっていった側面も見逃せない。』」。

残りの「県内市町村への普及」というのは基金21と同様の制度が、他の市町村でも制度化されたという内容である。

つづきまして、次の表ですが、これは具体的に協働事業負担金事業が終了したあと、協働部署と事業化できた、などの例の一覧となっている。協働事業が終わっても、事業として認められたという事例・成果である。

資料3の「過去の基金21対象事業の現在における活動状況調査について」ですが、これは基金21の事業が終わった後、団体がその後の事業を継続しているかどうかを、平成26年6月に調査を行なった。調査の方法ですが、イン

ターネットで活動が確認できるものは確認して、確認できないものは、団体に直接電話をしたり、団体の所在があるサポートセンターや、社会福祉協議会等に電話をして直接確認している。平成 13 年度の第1回から対象件数は 128 件あり、そのうち継続している団体が 120 件、活動を停止していたり、解散してしまったというケースが8件あった。継続としては、93.8%となっている。

次のページに移りまして、2の「基金事業別にみた活動継続状況」である。 負担金は26件中1件が活動をやめている。補助金は41件中6件が活動をやめている。 奨励賞は61件中1件が活動をやめている。

次のページ 3の「団体の解散あるいは基金21対象事業の活動停止中の理由」としまして、「健康問題や高齢など代表者の個人的理由」が2件、「資金難」が1件、「その他」1件、「不明」3件となっている。細かい団体名等については別添の資料で説明する。

4の「団体を解散あるいは活動を停止した事業の分野別内訳」は「子どもの健全育成」3件、「学術、文化、芸術又はスポーツの振興」2件、以下記載のとおりとなっている。

5番目、「団体を解散あるいは活動を停止した団体のNPO法人格の有無」ですが、NPO法人2件、 任意団体6件でした。

最後に以上をまとめ、分析を行なった。「調査結果からみえてくる事実及び 可能性」ですが、

- 「ボランタリー活動補助金事業の廃業率が他の2事業に比して高い。ボランタリー活動補助金を受ける団体の組織、資金調達等の活動基盤が脆弱である可能性がある。」
- 「廃業した団体 8 件のうち、伝統芸能の保存と外国人支援事業が半分を占め、 その廃業率が高い。これらの事業は、資金調達や担い手確保の面で難しさ がある可能性がある。」
- 「廃業した団体 8 件のうち、6 件は任意団体であり、そのうち解散理由が判明している 4 件のうち 2 件は代表者の健康上の理由によるなど、任意団体が個人の活動に支えられている場合が多く、組織的な継続力という面で、NPO 法人に比べ任意団体は弱い可能性がある。」

としている。

「団体の解散及び活動停止一覧表」という合同会議終了後に回収する資料に、 具体的な団体名と事業名、年度、分類、理由が書いてある。

【長坂会長】 どうもありがとうございました。先ほどの話のように、もう1度原点の話を踏まえて議論したい。岡崎知事の設立当初の想いをご用意いただきましたし、基金21の特徴も明記していただいた。理念、設立当初の想いを踏まえて、同時に、その後の状況変化の中で、「将来に渡って安定的かつ継続的にボランタリー活動を推進するための事業を展開できるような」仕組みを設

置した。私たちが何をやってきたのか、ということも踏まえて、個別事業のことについては後で評価していきたいと思うが、みなさんのご意見をお伺いできればと思う。

先ほど、事務局が説明していただいた中で、資料2の裏側に「4 県内市町村への普及」というものがある。つまり、岡崎知事の基金設立の目的の中で、神奈川モデルというものが生まれて、ボランタリー活動の普及や、ボランタリー活動の役割の重要性というものが、これから県政を行う上で非常に重要なものになる。そういう想いから、将来のボランティア活動をより充実させるために設置したというふうに書いてある訳ですが、その後、当時は基金21が設置された平成13年度は(類似の制度は)横浜市で1市だけであったのが、平成22年4月時点で15市町村で制度化され、協働事業についても平成22年時点で8市、もうすこし増えているかもしれないが、こういうことを踏まえると、基金21のシステムが実は、それぞれの各個別のフィールドで自治体にとって非常に重要な意義、ますます重要な意義を持ってきたんだということが認識されているということだと思います。

そういう意味では、こういう動きを見ても基金21のシステム、神奈川モデルとしての位置づけというものが、縮小、少なくなっていると、役割が終わったら終えればいいのですが、その役割自体がますます、皆から、各自治体からも認識されているということがこの資料からよくわかるのではないかと思います。

皆さん、御意見お願いします。

【中島委員】 率直な意見として、当時の岡崎知事の平成13年ということは2001 年ですね。そうすると日本の経済を考えると、1997 年に金融危機がありましたから、神奈川県も 98 年に財政危機で、一般に財政状況を公表して県民の理解を得るということをしていたはず。現在の状況は、2001 年と比べて状況が違うのではないかということをもしかしたら言えるかもしれないし、逆に当時と現在とを比べて、基金の役割というものはどのように変化してきているのかということを少し考えるといいのかなと思います。一見すると、2001 年は、当時は、NPO法ができてすぐですし、ボランタリー活動がすごく活発になっていた。今ほど財政状況は悪くなくて、いろいろやりたいことができていた時代じゃないかと一瞬、思ったのだが、実は、全然、そうではなくて、当時も厳しい中で、こういう新しいもの作ろうとしていたのではないかと思う。この辺はそういう認識なのでしょうか。もうちょっと余裕があったから、こういう制度を作ったのか、それとも、苦しい時期だったからこそ、こういうことを始めたのか。どちらなのか。

【所長】 サポートセンターが平成8年にできた。前の年の阪神淡路大震災をきっかけとして、ボランティアの重要性が非常に強く認識された時期であったと思う。そういうことで、ボランティア活動は、もっと盛り上げていかなければいけないという意識が数年間高まった時期があって、もっと盛んにしていくためには何が必要かというときに神奈川県が基金21を作ったということだと思う。正確なところは記憶にないが、当時の財政状況からみれば、かなり危機的な状況であったと思う。それは今もそうであるが、当時も楽だったということは全然なかったと思う。むしろ、岡崎知事の時は、それまでは、右肩上がりの政策であったのが、その舵を大きく切ったということだと思う。

【長坂会長】 1997 年にアジア通貨危機が起きて、その時に失われた10年と言われて、低成長時代になり、あのときから財政状況は逼迫して、予算もほとんど伸びない。5%をカット、7%をカットとか、毎年、そういうことがあったと思います。

【所長】 各委員はご存知かも知れませんが、この基金の工夫した点は、財源に工夫があった。事業の中身もそうであるが、100 億円の金額は大変なお金ですが、それを現金で用意することはできなかった。当時、県が持っていた債権、3種類の債権を財源にして、債権なのでいずれ、返済がくる訳で、これの返済されるお金、さらにこれを運用したお金を財源にして事業をやっている。ですので、基金21を作った時には、現金は全くナシであった。ということです。

【長坂会長】 そういう意味では、今、ご指摘のように、当時もまさに、財源が逼迫している中で基金が導入された訳です。そういう中で、県政を従来どおり、よりよくそれを対応していくためには、ますます、こういう市民との関係、市民との協働というもの、市民と一緒になってやっていくという仕組みを作っていくことがますます重要になるだろうという認識が知事にはあったのだと思います。ですから、まさに財政逼迫の中で、逼迫の中だからこそ市民の力をお借りするという大きな方向転換に入った訳で、それを踏まえて、この制度ができたのではないかと思います。状況からすると、ますます低金利になった、と同時に財源が厳しい、だから財源を確保しなければいけないという時代であり、県政をしっかり維持するためには市民の力はますます重要になってくる訳で、そういう点では、基金21の重要性は昔の設立当初と全く変わらず、むしろますます重要になっているということが言えるのではないかと思います。

【副所長】 財政状況の話をすると、少子高齢化が進み当時と比べて社会保障費が、急速に増大している。平成 11 年に介護保険制度ができた。当時ボランティア活動というとどちらかというと社会的弱者を助ける福祉とか外国籍県民

の支援とかそういったものが中心だった。

介護保険制度ができて、平成 18 年には障害者自立支援法ができた。公的の助成というか資金も手当てできるようになった。だが、それも、限りがある。最近では、市町村事業という形で、例えば福祉分野の中でも生活レベルの支援とかそういった形のものは、国は、「市町村の補助事業としてやってください。その担い手はNPOやボランティア団体ですよ。」と言っている。NPOは県民福祉の向上に向けては、ますます重要な存在になっている。

【服部委員】 やはり基金21というのは、官が市民の活動にお金を流すことの先鞭だった。市民の活動というのを法的に位置付けたのが98年。その前からここは動いている。阪神淡路のときに市民の活動が如何に重要か。法律は一番最初は法的なステータスしか与えなかった。お金の議論は後だった。その最初だったという記憶がある。なので、一番最初、憲法89条について議論されたと聞いているくらい官から民にお金を流すことについてどうだという議論がされた。そして、それがそういうものだということになり、いま、ますます市民の活動に対して官はどれだけどのように配分することで、市民自らが社会のことに向き合っていくのかという時代になってきたということを考えると、役割はますます高まっているんですよ。そういう認識をせずに活動している団体もあるが、本来どうなのか、ということは示していかないといけない。

【柴田委員】 とてもわかりやすい説明だったと思う。知事が言ったことを重ねて、何か具体的にお話があったという気がする。いま公的な部分が非常に厳しくなっていて、NPO法人としているいろなことをやっていても更に厳しい状況があり、だけれども社会的な課題は増えている状況。私も本当に基金21はよくわからないままに、説明をうけて初めてわかった部分もあるんですけど、説明を受けてますます重要な位置にあるのかなと思う。ありがとうございます。

【山内幹事】 それに加えて、本当の意味での官民の、県とNPOの協働事業をいくつも作ってきた実績がある。行政が安上がりにNPOに委託をするのではなく、例えば、今日お配りいただいた資料の資料2にいろいろな事業名が載っているが、例えばMICかながわの医療通訳派遣システム構築事業については、基金21の協働事業でトライアルをした結果、病院ではこの仕組みがなくなっては困ることがはっきりわかり、病院と市町村も予算を負担し、通訳を養成し、派遣する仕組みができた。そして、現在も NPO、県、市町村、病院等による協働のシステムが運営されている。まさに官民協働の例と思う。

ただし、県営いちょう団地の事業のように、NPO自体は非常に力もあって ユニークで評価しているが、終了後、県の協働の成果や関与が見えない事業も ある。 私は協働事業を残したいと思っている。助成金ではないので、NPOが自立して終わりというのではなく、いかに県とNPOが新しい仕組みを作れるか。5年間終わったときにどういう形で残れるか、もう少し考えて、それがうまくいくような仕組みをこれから残していければいいのではないか。

【岡本幹事】 設立当初から、いままで市民団体にかかわってきた者として、 違いみたいなのが見えてきたのは、当初は震災復興のボランティアとして、無 償でも、低賃金でも事業をすることができた。だんだんとその気持ちじゃなく、 けっこう厳しい社会情勢にもなっていて、賃金を求めるように、それで継続性 が求められるというような風潮にもなっている。少し最初の目的からもう少し 継続性というのにも目を向けるとお金が必要という団体も増えてきているよう に思う。それでこの制度はものすごく必要。最初の立ち上げから自分たちの工 夫によって収入を得る智慧というのもノウハウとして与えていければいいかな と思っている。

【為崎幹事】 さきほどお話があったように、この制度が開始した当初は市町村ではそういったものがなかった。かなり充実してきているのも踏まえて、県ならでは、県でしかできないものを重点的に採択していくべきかなのかなと思った次第です。ただ、県としての、県の事業としての意義というのをもう一度考えたときに、以前も話したことの繰り返しになるが、ひとつは多くの市町村で支援制度が導入されたとはいえ、まだ、導入されていない市町村もあるので、ひとつは県内に対しての機会の均等ということもあるのだろう。市町村と一緒にならないとできない支援事業ってけっこうあって、それって不公平感がある。この制度は志あるところは県内の団体・個人であれば手を挙げられる。県内の県民の機会の均等性ということもあるのかな。

あともうひとつは県内を領域にしないと成り立たないテーマもある。高齢者支援なら、一市町村で密度が高く対象者がいるのでひとつの市町村単位で成り立つ。県内に散在して密度がうすくだけれども一定数が県内にいるという場合、市町村単位では成り立たない、ニーズとして成り立たない。そうなると県内全体を領域とした場合に情報発信の方も県内全体にしないといけない、という領域があるのかなという気がしました。いままでの議論だと期間とか金額の大きさというのが出てきてるがそれ以外に県の事業としてやる意義があるのかなと思った。

それともうひとつは、「重要性」というのが時代とともに変わってきているのかな。いまは制度が整っていないというよりは、逆に世の中が複雑化高度化しているが故に必要なのかな。経済が大きく成長しているときには多くの人に同じものを提供するというのが成り立った。いま逆に、複雑化高度化してきていて、いろんなものがひとつひとつ「市場」という言い方はここで合わないか

もしれないが、そういったものが、ひとつひとつが狭くなり、ビジネスの対象とはならない。そういったものが抜け落ちていくものが出ていくとこが出てくる。公共サービスもこまごました集団に対してサービスを提供できない。そこから抜け落ちているもの、狭間になっているものを救っている。改めてこういったものが民間の力を活用して必要かなと思う。一方で、いつも自立とかいつまでも支援が続くわけではないという中で、そういった課題解決しながら継続していける仕組みというのを慎重に検討していく必要がある。

【長坂会長】 今度は個別の事業ごとに評価を。いままで御議論いただいたのは制度自身の発足から始まって、理念・考え方については、その重要性ますます重くなっているという点を中心に確認していただいたわけですが、私たちがこれまで何をやってきたのかという意味での評価・効果というものを分析するという意味で個別の事業ごとに立ち入っていこうかと思う。それでは最初に協働負担金事業について。これまでの議論も踏まえてご報告を事務局からいただきたい。

【事務局】

- ・資料4に沿って、前回合同会議で出された意見について説明。
- ・資料5に沿って、これまでの課題部門への課題の応募状況について説明

【長坂会長】 あくまで検討のための参考資料であり、必ずしもこの中のどれかを選ぶという話ではない。基本的なところから皆さんの思いを御議論いただきたい。

協働事業の成果をどう見るか。活動状況調査を見ると、活動停止になった団体で、協働事業負担金の団体は1件。26件の中の1件だけが活動を停止。そういう意味では、協働事業の対象となった団体というのはしっかり活動している。また、県のそれぞれの原課で事業が継続しているものもあるという。それなりにしっかり成果を挙げてきたといえるのではないか。

【小松委員】 議論の繰り返しになるようだが、お聞きしたいのは、県はなにか方針をお持ちなんですか。例えばこの議論を基にして、例えば、予算を削るとか、そういう結論を出すとか、というような方向性が見えない。確か、2、3週間前にやったのと繰り返しになってると思う。何もヒントももらえずに資料だけ渡されて、というのもどうなのかな。何かお考えがあればきちっとお示しいただいて。何もなければ何もないでよい。方向性でもよい。

【所長】 方向性という意味では、運用益が相当減ってしまうというのは事実。

そういう背景がある中で基金事業をどう運用していくか。

【小松委員】 それは前回話を聴いている。今回はなぜこういう会を開いたのか。何か方向性や、前回の会議のときと違うものがあるのか。

【所長】 前回御議論いただいたが、各委員1回ずつ発言いただいてそれで終わってしまった。かつ、数字があるので数字合わせの議論に終始してしまった印象があるので、もう一度、基金はどういう役割を果たしてきたのか確認していただきながら、もう少し議論を深めていっていただきたい。

【長坂会長】 私の認識では、前回の議論では、突然「4000万円になる」と言われて、それを前提に考えてくれよと言われて、我々も4000万円を前提にじゃあ協働事業が重要だとか、深く全体像を考えないで、そんなことばっかりで終わってしまったということをとても反省すべきことだと思っている。いま、県の方で方針を持っているかといえば、いま現時点で私たちが基金21を、役割とか評価とかをどう考えているのかというのを聴いてそれを参考にして方針を決めたいということだと私は理解している。

前回は、「4000万円」と言われて、胸をドキドキさせながら議論したわけだが、今日私自身が議論したいのは、基金21の理念も評価も成果も踏まえて、そうならば持続する必要があると、そうなると8.5億円なるお金は使えないのか、取り崩し使っていけば、4000万円を1億円の規模にするためにはプラス5000万円を毎年取り崩せばいいわけですから、8.5億円あると17年間持続できるはずですよね。17年間の間には金利上昇もあり得る。

最優先事項として、取崩しを考えるべきではないのか、ということを私たちがこの会の重要性を指摘することを通じて迫力を持って言えるのか。そういう意味で最初に、前回の400万円という議論を忘れて原点から議論しませんかという意味で申し上げた。

【小松委員】 何のための会議なのかなというのがよく見えない。もう少し材料くれてもいいのに。それこそ協働事業してもいいのにと思う。

【中島委員】 議論していくと、基金21の重要性を今だからこそ、より重要だという議論はいくらでも出る。

議論の限界があるところは、もともと基金21の性格自体が、県の本体の予算から独立しているところに予算がある。でも、実際に行っている事業というのは、県の事業では手が届かなかったり、なかなかニーズ自体があることに気づかなかったりするような事業に支援を行ってきた。今まではそういう特殊といってもいいようなニーズ、だったと思うんですが、メインストリームの予算

でさえも賄いきれないようなニーズが起こっていることに、基金21がどう対応していくのか考えなければいけないので、つきつめると県が県民のニーズにどう対応していくのか、本体の中に取り込まれていくという風にならざるを得ないのかなと思う。そういう風に考えたら基金21を削減していくという議論には絶対にならない。

誰かが責任を果たさなくちゃいけなくて、県の財政にそれができないのなら基金21のようなボランタリー団体を育てたり、県民が参加することによる新しいサービスを生み出すことに、県全体として取り組んでいかなければならない。自治体のあり方自体が変革を求められている中で、新しく何か別のことをやるというのなら当然それはやってくれればいいんですけど、それがない以上は、縮小するという議論にはならない。

【服部委員】 お金を出す目的をどこにおくか。

この基金に携わるNPOの所謂EXITはなんなのか、といったときに「大きくなってもらうこと」なのかどうかなどという議論を今まではしてきた。もっと明確にしていく時期に来ているのかなあ。それは政策をNPOが提案して、それが本当に機能するのか。行政の人たちや議員の人たちが提案してきた施策を今までやってきて、良い悪い・見直し、いろんなことがあって、そこにNPOが提案してきたものに対して負担金としてお金をつけた。本来行政がすべきことだとしてお金をつけた。そういう仕組みを十数年やってきて結果として取り入れられたものがありましたというのは素晴らしい成果だと思う。

NPOが専門性を非常に高めた。それは行政と一緒にやってきた結果が出た。であればここの部分にフォーカスを置く時期にそろそろ来ているのかなあ。助成をする仕組みは非常に増えた。県として何をするのか。NPOを支えるのか、NPOを育てるのか、市民に啓発をするのか、そういう活動をしているNPOを支えるのか、いろいろ手はある。しかしながら、議論すべきは政策としてどうなのか。いろいろな目に見えない課題がどんどん増えています、それにどうやって向き合っていくのか。一番現場を知っているNPOがやってはいるけれどうまくいってない場合、うまくいっている場合、両方ある中で吸い上げて一緒になってやっていく仕組みがこの基金の負担金の部分。そこは大事なこと。とても大事なことですよね。市民にとっても県にとっても。

その部分をやっていきましょうよ。そこの予算を削るなんてありえないでしょう。そこは覚悟しなきゃいけない。他の部分は見直すことは賛同しますけど 負担金をどう見直すというのは違うでしょう。と私は思っている。

【為崎幹事】 私もどういう観点から見直すのかが大事だと思う。縮小して頼りにされない制度にするくらないならなくしてしまった方がよい。

一年置きに課題とそうじゃないものとをやるという案を見たときに、必要性

があって、動き出したいと思ったところが、課題にマッチしなかったからと2年も待つという状況というのは制度としてどうなのかな。一年置きだと。頼りにされる制度であり、頼りになる制度だからたくさんの提案が上がってきて、母数が多くなれば、よいもの、熟度も上がり、よい提案が採択される。制度として頼りになって魅力があって、多くの人からの提案があるというところは守らないと制度として意味がないのかなというのが全体として感じるところ。

協働事業負担金の意義として何があるのか。課題としてあるということと、事業として効果を生んで、後につながるかということは必ずしも一致しない場合がある。現状だと、協働事業負担金の相手の担当部署の受け入れとか熱意によって5年後の成果とか、その後の政策につながるかが左右される部分があることを考えると、何を大切にして採択していくのかというところで、そこが一致すれば一番望ましいだろうと思う。これのアンケートのときも、行政の、県の担当部署の側が受けきれなかったときに、その民間の団体と同じ想いを持ってやれなかったりといったことがどうしてもあるというときに、少ない財源で効果的に、どう効果を高めるか、案件によって、担当部署によって違ってくるというあたりどう解消するのか、を考える必要がある。

【長坂会長】 協働事業負担金、具体的には事業単価は5~600万円くらい。 採択数にそれをかけると2~3000万円。そうすると検討事項の中で出して いただいた合計5年継続で最大3000万円という案、実態として既にそうなっている。それは低金利の時代にあって、事務局も含めて皆さんが状況を見ながら注意深くやってきた。審査会・幹事会もそういう状況で、審査をより厳しくやってきた。結果として、1000万円かける5年間ではなく、実態としては、この提案されている仕組みの中で実行しているわけです。

そういう意味では、これからもし金利が低くなればそれに対応していけばいいのであって、もっと景気がよくなって金利が上がれば、件数を増やしていくこともできる。制度として、予算として、こうしちゃおうと決めるんではなくて、決めることで柔軟性を失わせるのではなくて実態としてそうなっているわけだから制度は変える必要ないんじゃないかと、現状の中で柔軟に運用していきましょう、ととても強く思っている。

同時に、課題と一般についても、どっちかをなくすというんではなく、予算が許せば課題も一般も最低1件は選ぶ。本当に予算がなくなり1件しか選べないのなら、その時点で対等によりよい1件を選べばよい。現状のままでいいのではないかと思う。

協働負担金については現状のままで、一度、制度を変えるとまた戻すのが大変。柔軟性を維持し現状のままにしていくということでよい。金利低下の中でそう対応してきた。

【服部委員】 現状のままでよいという意見に賛成。

だが、より成果が求められてくる。今までの経験上、5年継続されているんですが、そこはより厳しくなるでしょう。ということと、それから、それが実際に活かされているのか、政策としていいのかどうかというところのエヴィデンスをとっていくことになる。いままでこういう成果が出てますという継続の審査のような形では不十分だと思う。行政側もどう変わったのかきっちり見極めていかなくてはならない。

ここに出してくるのはある程度育ってきたNPOが提案してくることになると思うので、双方の専門性が高まるような内容でないとやはり現状維持ということに対して御理解をいただけないのではないか。そこはきっちりとNPO側も行政側もしっかり認識したうえで残しましょうと、そう結論だしていただけるといいなあと。

【為崎幹事】 質問。例えば、現状のままだと「変わりました」という説明はない。基金に関しては財政が厳しくなったということは伝わらないままに、現状の枠組みで運用していくような形になるでしょうか。

毎年新規の採択が1件になったということだと、いままでの基金を知っている方は疑問に思う。「なんだ1件か」と、みなさん1件しか採択されないこととの厳しさから提案意欲が削がれないか心配。柔軟に運用していくのは賛成だが、1件の採択というものは、事情が伝わらないと失望感や次への意欲を削ぐことにつながらないか危惧。

【服部委員】 例えば、補助金がないとなると負担金で1件、2件予算確保できないということですか。

【事務局】 いま、運用益のシミュレートの中で、厳しくなっていく中でどういったことが考えられるかというのを御議論いただきたいとやったとこで、全部が全部そのままという負担金も補助金も現行のままということだと、収入自体が厳しくなっていくということは変わらないので、いまの御議論ですと負担金は現状維持でいきたいという中で、他の部分で何らかの御議論をいただいて方向性をいただければありがたい。

【服部委員】 例えば、負担金が3年で補助金をなくしたらどうなるというシ ミュレーションはまだされてないわけですね。

【基金事業課長】 補助金を毎年1本とっていくとすると1本200万円で、 3年継続し、1本毎年とっていくと200かける3で600万円。3年で18 00万円。負担金は上限1000万円が5年間で、5000万円、予算総額に 占める割合は、負担金がかなり大きくて補助金はかなり小さい。補助金をなく しても負担金の本数の追加はできない。

【中島委員】 前回までこの議論が私にはしっくりこなかったのは、そういう風にいくら減らすという議論しちゃうと、また細かいテクニックの話になってしまう。今だって総額をいくらにするのか全く数字がないままムードで減らそうとしているからすごくナンセンス。いま金利は0.5%ぐらい? で、たぶん金利上がると思うし、アメリカの金利は上がりますから。今年中に。

【長坂会長】 基本的には、秋から来年にかけて金利は上がるかもしれない。 それは、長期の中ではどうなるかわからない。基本的に最初にあった4000 万円というのが頭に刷り込まれていて、それを前提に話していくと「どれを減 らすのか」という議論に追い込まれてしまう。

しかしそうではないだろう。一つは毎年の金利収入がどうなるかは明らかではない。それに対して、如何に私たちもできるか、この重要性に基づき存続のためにその都度柔軟に考えていく覚悟がありますよということは約束するが、そのために制度を小さくしようとか、補助金を無くそうとかそういう決定を今すべきかどうか、例えば補助金無くすなら、補助金の役割はなくなったのか議論が必要。協働事業についても実態的にいまの金利状況に十分即してやってきている。これからもそうなら、そうなっていかざるを得ないが、いまこの2点でそれぞれ負担金上限1000万円の上限を600万円にしようとか、5年間を4年間にするとか、変更する必要はないのではないか。

【服部委員】 そうするとね。今日の議論は要らない。

【長坂会長】 そういうことを確認する。

【服部委員】 確認して終わりましょうと。小松委員に戻る訳です。

誰も基金に対して批判してもいない訳だし、見直すことは大前提であれば議論はできますけれども、別に批判していないのでいいんじゃないですかこれで終わるならこれでいい。

しかしながらそうは言っても考えなきゃいけないというのであれば、必要ですけれど、そうじゃない限り、何を議論するのというところに戻ると思いますよ。

【長坂会長】 しかしそうなんだけれど、同時に我々の今のようなご意見が出たことによって、基金の重要性も再確認されたし、同時に継続性についても、補助金にしたって変えなくたって提案の 600 万円より実質的に低い単価で行わ

れているので、提案の形で行われている。却って変更するよりも私達は実態として行っているわけだから、制度を変更する必要もないし、成長支援事業だってちゃんとやってる訳です。それをいちいち予算に対応するために制度を変える必要はない。

もう一度、事務局の方に、県に、私たちの決意をちゃんと言っていただくと いうことですね。重要性を再確認するということです。

【中島委員】 ひとつ多分、実質的な問題として金利の高い債権が償還時期を迎える。けいゆう病院でしたっけ。それは確実に起こることなんですよね。その後は平均金利は下がってしまう。収入が下がるのは今の金利が変動しなくても起こる事実。それは議論しなくてはいけないことではある。全体の金利動向はエコノミストが議論したって上がるか下がるか解らない。確実に起こることはある訳ですよね。

【服部委員】 それなら前回の議論に戻りますけど、お金を集める議論をする方が有益だと思っている。もちろん、数年前の議論で、既存の NPO の中で基金をする団体がありますよね。こういうファイナンスをする。それに気を使って積極的に議論しないというところがかつての議論だった訳ですけれど。それこそ事情が変わっている訳ですよ。大きくこれからも変わる。そうすれば市民のお金を預かって基金がもっともっと今まで通りやって行く。そのためにどうしましょうかという議論がもいいのなら、そちらの議論の方が建設的と思う。維持するのであればそれをどう担保するのかということも考えてもいんじゃないか。

【長坂会長】 その通りですね。最終的にお金がなくなった時にはそういうことをしなければならないかもしれませんね。それが来年かもしれませんけれども。今から始めるべきかという議論はあるかもしれませんが。

もっと重要なのは今の基金の積立金としてある 8 億 5 千万円のお金をこの事業の中に取り崩すということか。毎年使っていけば少なくとも 17 年間は現状のまま続く。今まで事務局に貯めていただている訳ですよ。だからそういう点ではそこのところを私達が市民の皆さんから集めましょうと宣言するのも一つですが、もう一つは基金運用益の積立金 8.5 億円を、このために使う必要がある。それほど重要なんだということをこの会議の中で要望すれば、私は一番、問題解決に繋がるのではないかと思う。なかなかどういう訳か 8.5 億円の積立金の話が出て来ないので不思議だなと思っている。

【服部委員】 それは取り決めはあるのですか。

【事務局】 条例で 100 億を下らないものという規定がある。 8 億は使っていけないというものは何もない。

【服部委員】 そこは何も想定していなかった。書いていないということですか。

【副所長】 条例のなかで運用益については基金に編入すると。運用益の処分については4つの助成事業にするとしか書いていませんので、一旦基金に積み上げた運用益については4つの助成事業に使うのであれば条例上は問題ない。

【事務局】 実際に、平成26年度、25年度においては過去の積立金を活用 した予算編成を既に行っている。

【服部委員】 もう取り込んでいるですよね。

【事務局】 これまでに、そういう予算編成を実施している。

【長坂会長】 じゃ、それを続ければいいわけだ。簡単だ。だから私たちがそのことを指摘し、ここでみんながそうだねという風に言わない限りは、やっぱり躊躇されておられる訳だから。やってよ。やるべきだっていう必要があるのかもしれませんね。

【服部委員】 でも、もうやってるんでしょ。

【長坂会長】 だからもっと本格的にやりなさいということを覚悟してほしい ということですね。

【高村幹事】 今日はお金をどうこうというのじゃないというつもりで来てたので、私、前回言いたいことは言ってしまったので、今回まだ発言してないんですけれども。今の話はお金をどうするかという話になってきちゃっていて、もしそうであれば、今のことも含めてきちんと資料を出してほしいです。 8 億5 千万円を今までどう計上してきたかとか。申し訳ないですけれども認識しながら幹事で審査をしてきた訳ではないので。

【山内幹事】 基金が市民の意見で運営されているというのは良く解るのですけれど、これまでの協働事業負担金にしても、補助金にしても、団体に最後まで付き合って、NPOと県の双方の実情が一番解っているのは事務局だと思うので、全部を伺えないにしても、事務局としてはどう見直しをしたいかとか、

今後どういうビジョンで行きたいとか、それをまず先に提示していただければ、 いい議論ができると思う。

私はこのまま残したいものもあるけれども、これだけ年数が経っているので、 やはり見直しもした方がいいと思います。

【基金事業課長】 説明が不足していたのは申し訳ございません。聞きたかったのは、まさしくそういったご意見で、制度自体が、時間が経っているのでいらないものになっているのかお聴きして、基金21全体が役割を終えたとお感じているのか。個々のパーツの中で個々にどういうお考えをお持ちなのか、ここの部分はもう諦めた方がいいじゃないかなどのご意見を聴ければと思っており、急きょ開催した。基金全体がいらないという意見はないとは思うが、この制度を守りつつどこの部分であれば若干見直すことができるのかお聴きしたい。

【副所長】 運用益が減って行くというのは間違いない事実である。限られた財源の中で資料 1 の原点に立ち返って今後どこにどういった分野に助成をしていけばいいのか。重点的に後押ししていくべき部分を議論していただきたいというのが今日の趣旨でございます。債権が償還されることによって運用益がガクっと減る。 8 億あるといっても、あるから使うというのじゃなくて緊急性があるからとか重要性があるからここに使いたいんだと、そういうことであれば、財政当局も認めていただけるでしょう。

今までの使い方を検証したうえで今後どのようなことに重点的に、是非、基金に必要だという部分に皆さんからご意見をいただいて財政当局にぶつけて行きたい。趣旨はそういうことです。

【長坂会長】 その点では大体皆さんから出たご意見、この重要性についてはご納得いただけたと思います。具体的に事業毎に、議論していくことについても協働事業の重要性についても優先度が高いと皆さんが認識しておられて、しかも予算の縮小については実態的には行われていると、今でもそれで行われているのだから、上限額、最長期間を変更することによって柔軟性を欠く訳だから、敢えてそんなことをする必要はないと私は思いますし、補助金についても同じように実態的に提案されているような形で予算縮小というか抑制的な運用をされている。厳しい状況から、背景を受けながら事務局からご意見を伺いながらより厳しく適用されているので、金利の状況を踏まえながら運用してきた訳ですし、成長支援事業についても、この2年間やって、それの中間支援機関の重要性を私たちが認識したから導入してきた訳ですから、これは突然もう入れませんというように状況には全然変わっていない訳ですから、そういう状況にはない訳ですね。奨励賞についても80万円を40万円にしても、40万円を20万円、10万円、0にしても全体に対する影響力が少ないので、まさにその時

に、判断すればいいではないかと私は感じています。

なので、制度自身を変える必要は今のところなくて、むしろ重要なことは、いかにしてお金を確保するか。お金の確保の仕方は3つ出て、1つは8.5億円を取り崩して、これから17年間それだけでも継続できる資金はちゃんとある訳ですね。2つ目はもっと安心な金利の高いところに運用の努力をしてくださいとお願いすること。3つ目は本当にどうしようもないようであれば、市民の皆さんから資金を集める努力をするということ、今までの流れからすると3つ位、案が出てきたところですけれど、その中で最も優先度が高いのは、8.5億円を取り崩していって、可能な限りできるだけ長く、この事業の重要性に鑑み、この事業を現状のような状況で継続していくという努力を払っていただきたいということになるのではないかと思うのですが、これは多分皆さんの意見と同じなのではないかと私の中では確信しているのですがどうでしょう。

【為崎幹事】 確かに縮小ありきだと先ほど言ったように制度としての柔軟性が持てないということは意味がなくなってしまいますので、そういう意味で今おっしゃられた 8.5 億円を取り崩して現行を維持するということはいいとは思うですが、そうすると表面上は何も変わらないということになるので、先ほどの繰り返しになりますが、提案して来る方もやはり、より緊張感を持ち、我々選定する側も、もう少し精度の高さを持つべき、費用対効果の面で精度の高さを持ってやるべきだろうということで、運用面で柔軟にというのはいいですが、その中で緊張感と審査の精度の高さを追求すべきかなと思いました。

【長坂会長】 はい、おっしゃる通り、先ほど服部委員もおっしゃった、まさに私たちの姿勢とプラス、私たちが具体的にどう変えるというのかな、確認するかという点では審査をより厳しく明確にしていくということ、それから行われたものについて、ちゃんとしっかりと評価・分析を行っていく。

【為崎幹事】 それとですね。やはり、これも以前の繰り返しになるのですが、提案して来る側も、今とにかく 1000 万ありきというところで提案をして来るという若干、安易なものが見え隠れすることがありますので、やはりそこは今、基金が安易な形で続けていくと、限界が来るというようなことを提案する側も踏まえながら、いかに長くこの制度を続けていくかということを共有しながら、提案する側も 1000 万ありきではなく、本当に必要とする、あるいは効果を挙げるために必要だとする額を精査して提案していただくとそういった投げ掛けみたいなものはしていく必要はあるのではかと思いましたし、今までも多分審査会の中でこの費用は削れるではないかということがあれば、見直しをして事業費を削っていただいたこともあるが、そういう面で本当に事業を行うときに必要な額をどう見るかということを審査する我々の方も真剣に考えて、視点と

して持っていくということが必要なのかなと思いました。8.5 億円を取り崩すというのは緊急の措置で、それも 8.5 億円ありきでするということではなく、なるべくそれに頼らず、それを効果的に、そういった観点に立ちながらやっていく必要があるのかなと思いました。

【長坂会長】 とても重要なご指摘だと思います。私たちはそれでは何をすべきかというところで、棚ぼたを期待するのではなく、私たち自身も、しっかりとどうしたらいいのか考えなきゃいけない訳ですから、ご指摘どうもありがとうございました。私は今のご意見に深く賛成です。そういう意味では、こういう状況を踏まえて現状維持を努力していただくということをお願いしていくにあたって、審査会・幹事会としての新しい評価のあり方とか姿勢というのかな、あるいは審査方針とか、そういうものを作る必要があるかもしれません。そういう新しい審査方針、評価方針とかあるいは、提案する NPO に伝えていくこととか、何か具体的にメモを作るとか具体的なものが必要かもしれないと思います。

【服部委員】 一応、繰り返しますと、私、予算の削減するために補助金をいらないと言っている訳ではなくて、ちょっと、メリハリがなくなってきているのは事実だと思います。これが補助金かな負担金かな、と感じるようなものがある訳ですけれども、基本的にやはり県がするところ、もちろん、支援が市のレベルでないから補助金を残しておくんだということよりも、むしろ、積極的に県として必要なものという意味で、負担金であって、補助金は私は不要だと、見直す時期に来ているのであれば、そのタイミングで申し上げたいのは、負担金に集中した方がいいかなと。もちろん、成長支援、奨励賞というものもあるので、まだ草の根の人たちをどう支えるかという手段は残されている訳ですから、そこで十分カバーできるだろうという気がしています。

【岡本幹事】 横須賀市もこの翌年に市民協働の条例ができたと思うが、その後10年位して見直しをしたときに、庁内で協働という意識がいままでなかったのだけれども、少しずつ市民と一緒に何か事業をするということに非常に達成感とか必要性を感じるようになったと、成果があがったと聞いている。県の中では、どうなのかということをお聞きしたいと思う。今までどうだったのか、それから、発展してきているのかどうなのか。何かあれば、おっしゃっていただきたい。

【事務局】 協働という言葉は県庁内でかなり定着はしてきているところで、 今、協働推進条例の見直しをやっているところだが、ただ、協働推進条例でい うところの1対1のかなり狭義の協働に対しては、かならずしも件数が多くな っている訳ではないのですけれども、恐らく意識としては、幅広い協働というか、ゆるやかな協働も含めて、県庁内の職員に対してはかなりハードルが低くなってきているところかなと感じている。

【長坂会長】 大体意見が出たような気がしますので、事務局の方で、議事としては、個別に説明いただきながら評価していこうと私の中では思っていたので、説明をお願いする形になっていましたが、もし、重要なことで個別に説明する必要があれば、事務局が言ってください。

他に何かご意見ありますでしょうか。他にご意見ありますか。皆さん、言いたいことはいいましたか。

【髙村幹事】 資料6についてまだ、説明がされておりません。

【事務局】 資料6成長支援事業について説明をいたします。

成長支援事業は、基金の中で新しい事業で、平成25年度から開始されました。ボランタリー団体が自立的かつ安定的に活動できるようになるための取組に対する支援を目的としています。この資料におきましては、4事業の比較、他の3事業との比較をさせていただきました。たとえば、協働事業負担金、補助金は、NPO団体が自由な発想、自由な課題提案をする訳ですが、それに対して成長支援事業に関しては、やってほしい内容の大枠が、あらかじめ決まっております。その枠の中で提案していただきます。それの審査をしていただき、委託をするという事業になっておりまして、表については、いま目を通していただけますでしょうか。

他の3つの事業は、ボランタリー団体、すなわち、特定非営利活動法人、法人格のない団体及び個人に限定されているのに対しまして、成長支援事業は、団体の法人格の有無や営利性を問いません。従って、会社であったり社団であっても委託することが可能です。一方、個人に対して委託することはできません。また、成長支援事業は、資金を補助金として交付するのではなくて、請負代金としてお支払をするということですので、補助金ですと、補助金規則とか、補助金の使い方、手続きにいろいろ細かい規定があるのですが、あくまでも民事契約ということで、受託者が事業を遂行するために弾力的に資金を活用することができます。その一方、結果が求められますので、アウトプットよりも、アウトカムといいますか、仕様に沿ったきちんとした成果をだすことが求められます。資金の交付期間は、負担金、補助金、成長支援とも1年間という約束で資金提供し毎年審査をしております。ただ、負担金、補助金は連続して応募することで、最長3年、最長5年間資金を受けることができます。

3にこれまでの実績、25,26年度について記載させていただいております。25年度につきましては、発信力強化を軸とした戦略的ファンドレイジン

グの支援をしまして、寄附集めですとか、寄附集めのための効果的な情報発信 について、株式会社ファンドレックスに委託をしました。平成26年度は、団 体に若者が定着してくれるように、若者の受け入れの実践をNPOに体験して もらうという事業を特定非営利活動法人アクションポート横浜に委託しました。 ここに記載がありませんが、今年度、平成27年度につきましては、株式会社 の関内イノベーションイニシアティブに、NPO支援機関の支援を、まず行い まして、NPO支援機関とボランタリー団体が一緒に組んでNPOの中長期計 画をたてる支援をしていく。それを通じてNPOと地域の市民活動センターが 合わせてそれぞれお互いが成長していこうという事業内容でございます。お金 の話ですが、平成25年度は6か月間で360万円でお願いしました。平成2 6年度は1年間で729万8千円とあるのですが、県からお支払しているのは 7 2 0 万円でお願いをしています。県からお出ししたお金の大きな使い道なの ですが、大半が人件費に充てられております。この人件費は、実際の講座の企 画運営であったり、あるいは、実際に団体に指導する方の人件費に充てられて おります。これだけの費用とこれだけの時間をかけて25年度12団体、26 年度19団体の支援を実施しております。県の予算を執行する立場から、これ らの費用を無駄がないか、節約できる部分はないかと検討し、収支表なども見 ておりますが、これを節減するのはむずかしいのかなという印象を持っており ます。

これらの費用を活用し、実際、どのような成果があったのか、成果と言いましても、支援対象団体の主観的な感想のような形になってしまうのですが、4番に記載のとおりとなっています。本当は、団体からの声は多くあり、私が聞いているものとしては、情報発信のやり方の講座では、これまでになかった発想だったとか、そんなこと思いつきもしなかった、目からウロコであったというような感想をいただいている。アクションポートがおこなったボランティアの受け入れ活動についても、単にボランティアを労働力として見るのではなく、本当に団体の企画から入ってもらい、団体のビジョンミッションから共有することで若者も団体や団体の活動にきちんと定着してくれるんだということに、まず、気が付かなかった。この事業に参加して、それに気づくことができた。そういった新しい考え方を体感することができた。そういった感想を多くいただいております。

【長坂会長】 ありがとうございます。そういう意味では、成長支援事業は、 これから柔軟に各年度、成長支援事業の推移を見ながら変更なり、修正なりを 考えてすればいいのではないかなと思います。

そろそろ時間ですが、だいたい、議論も出尽くしたかなと思いますので、今までの皆さんの議論で一致したところは、1つは、基金21の活動、これ自身は、1つは、いろいろな介護保険とか、福祉施策の変更とか、あるいは、政策

のおおきな構造の変化が一方ではあり、もう1つは、県財政がひっ迫している そういう時代の中で、市民を巻き込む上で、ますます、この基金が市民社会を 作っていくために重要になってきている。ということでは基本的に皆さん一致 したのではないかという気がしています。2つめは、そのために基金21の現 状をどうするのかということについては、低金利時代において、すでに私たち は、それに対応しながら実施してきましたので、いまさら、もっと小さなもの に変えていく、制度を変更する状況というのか、その必要性というのは、実質 的にないんじゃないか。むしろ、運用で金利動向の変化に応じて柔軟に対応で きるように制度を現状のままにしておいていいのではないかという意見だった のではないかと思います。で、そうはいいながら、金利低下がある訳ですから、 それについて対応する方法としては、1つは、8.5億円の基金を活用すると いうことを最優先としてご検討いただきたいし、それ以外に高い金利で運用し ていただくようなことも検討していただきたいし、さらに本当にどうしようも なくなったら、私たちとしては、市民から寄付を集めるというようなことも含 めた抜本的な対応も必要になるのではないか。もう、すでに8.5億円も使い 始めているとすれば、当面、それを使用させていただくという状況になるでし ょうけれども、それも長いスパンの中で対応していくということで私たちはこ の状況を乗り切っていけるのではないかということだと思います。そのために は、やはり、現状のままだけではなくて、ご指摘のありましたように、私たち の審査方針、とか評価について、審査をより厳しくしていくという、評価をし っかりとしていくということですね。それから、提案してくるNPO団体とも、 しっかりコミュニケーションをして、事業のより効果的な実施についてしっか りと取り組んでいただくということを、私たちとしては、もちろん、姿勢を正 す。皆さん、正しているとは思うが、そういうことだったと思います。

そんなまとめでよろしいでしょうか。今日の議論はそんなところで終わらせていただきたい。

(審議事項 平成 27 年度協働事業負担金変更交付決定)

【長坂会長】 最後の課題として、協働事業の変更があります。

(事務局から以下を説明)

- ・平成 27 年度協働事業負担金の変更交付決定((特非)湘南DVサポートセンター)。
- ・ユースリーダー養成講座において、他の受講生や講師の迷惑となるような行 為が予想されるため、弁護士に、講座に同席してもらうための費用の増額。
- ・労務管理のアドバイスを得るためのメンターへの謝金の追加。
- 計318,600円の負担対象事業費の増。

(委員からの異議なし)

(閉会)

(所長からひとこと)

- ・基金21の重要性について確認でき、大きな意義のあった会議であった。
- ・今後も、制度を変えずに、運用でこの状況を乗り越えるという見解が示され たというのは大きなポイント。
- ・今日の議論をいただいて、事務方で整理をさせていただく。
- ・今日の話が、直ちに来年度予算に反映されるものではない。